

# 少額調達案件見積依頼 (オープンカウンター方式)

- 1 件名  
皇宮警察本部庁舎外執務環境測定
- 2 品名及び数量  
仕様書のとおり
- 3 規格等  
仕様書のとおり
- 4 履行期間  
契約締結日 から 令和9年3月31日(水)まで
- 5 履行場所  
仕様書のとおり
- 6 見積書の提出方法  
本案件は、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS))対象案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙媒体または電子データによる見積書の提出ができるものとする。
  - (1) 紙媒体または電子データによる場合は、9の住所へ持参、郵送またはメール送付すること。ただし、持参、郵送またはメール送付問わず締切日時必着とする。見積額は消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載すること。
  - (2) 電子調達システムによる場合は当該システムに定める手続きに従うこと。見積額は消費税抜き額を入力すること。その場合の契約金額は、消費税抜き額に消費税を加算した金額とする。  
なお電子調達システムによる場合は、内訳書の添付を必須とする。
  - (3) 本案件で同価の見積もりが2人以上ある場合の「くじ引き」は原則として電子調達システムを利用して行うので、電子調達システムを利用せず見積書を提出する場合にも任意の3桁の数字(電子くじ番号)を記載すること。記載の無い場合は、皇宮警察本部が無作為に番号を付与することに同意したものとす。
- 7 その他  
契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成すること。(契約金額によっては作成を省略する場合がある。)
- 8 見積書等提出期限  
令和8年4月9日(木)17時00分
- 9 連絡先  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号  
皇宮警察本部会計課 装備第一係  
電話番号(代表): 03-3231-3115(内線:2247)  
(平日8時30分から17時15分まで)  
メールアドレス: k i g h 1 4 0 4 @ n p a . g o . j p

# 仕 様 書

業 務 件 名 皇宮警察本部庁舎外執務環境測定  
履 行 場 所 東京都千代田区千代田1番3号 外  
履 行 期 間 自 契約締結日  
至 令和 9 年 3 月 31 日  
対 象 施 設 特記事項のとおり。

- 業 務 仕 様
- 1 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」(以下「共仕」という。)による。
  - 2 本仕様書及び共仕に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
  - 3 業務報告書の作成に当たっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き最新版」によるほか、必要に応じて写真等も添付する。
  - 4 業務の再委託  
測定業務における主要な部分(総合計画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部又は全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。
  - 5 守秘義務  
本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。4に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
  - 6 著作権その他  
著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測定方法等の使用に関しては、その費用の負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
  - 7 測定が困難な部分  
測定が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。

対 象 業 務 本仕様書の対象業務は次のとおりとする。  
① 執務環境測定等業務  
② 空気環境測定  
③ 照度測定

受注者の負担範囲 受注者の負担の範囲は、次による。  
① 業務の実施に必要な外線電話等の使用にかかる費用  
② 測定に必要な工具、計測機器等(機器に付属しているものを除く)  
③ 測定に必要な消耗部品、材料、油脂等  
④ 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル、事務用消耗品等  
・ 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の使用にかかる費用  
その他費用負担が不明確なものがある場合は、事前に施設管理担当者に確認する。

業務の記録	<p>次の管理用記録書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作業日誌類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修繕・更新記録</li> <li>・ 点検記録簿</li> </ul> </li> </ul>
業務責任者	<p>業務の実施に先立ち、業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知する。</p> <p>なお、業務責任者に変更があったときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 氏名</li> <li>② 現住所</li> <li>③ 生年月日</li> <li>④ 業務に関する資格者証(写) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注者との雇用関係を証明する書類</li> </ul> </li> </ul>
法定資格者の選任	<p>業務の実施上必要な法定資格者を選任し、必要な業務を行う。</p>
業務条件	<p>業務の実施時間帯は次のとおりとする。</p> <p>なお、実施日は施設管理担当者と協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平日(月曜日～金曜日(祝祭日を除く)) <ul style="list-style-type: none"> <li>9 時 00 分 ～ 17 時 15 分</li> </ul> </li> <li>2 休日(土・日曜日及び祝祭日、年末年始) <ul style="list-style-type: none"> <li>実施しない。</li> </ul> </li> </ol>
作業の立会い等	<p>施設管理者の立会い</p> <p>点検の実施に際しては、施設管理者が立ち会うことがある。また、受注者側から施設管理者に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。</p>
業務の報告	<p>報告書による報告期限(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)</p> <p>測定結果報告 測定終了後3週間以内</p>
廃棄物の処理等	<p>業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、原則として受注者負担とする。</p>
業務の検査	<p>施設管理担当者の指示に従い、受注者の自主検査を基本に作成した確認様式に基づき、自主検査報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務終了検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状確認検査</li> <li>・ 業務実施中検査</li> </ul> </li> </ul>
駐車場の利用	<p>施設内の駐車場の利用は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用できる(          台分)          ※協議により、別途指示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用できない(ただし、作業上やむを得ず駐車する必要がある場合は別途協議による。)</li> </ul> </li> </ul>

特 記 事 項	
業 務 概 要	<p>庁舎等の執務環境に関する測定を実施するもの。</p>
業 務 目 的	<p>1 空気環境測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内空気質の状態を把握することにより、空気調和設備等の適正な管理による健康被害の発生防止に資することを目的とする。</li> <li>・ 屋外喫煙場所の直近にある庁舎の出入口及び窓における浮遊粉じん濃度の状態を把握することにより、受動喫煙による健康被害の発生防止に資することを目的とする。</li> </ul> <p>2 照度測定</p> <p>建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに、視作業による作業効率の向上、作業安全の向上に資することを目的とする。</p>
業 務 の 報 告	<p>業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。なお、測定の結果、管理基準値及び所要照度に適合しない場合は、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検、定期点検、臨時点検又は口常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。</li> <li>・ 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成若しくは見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。</li> <li>・ 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成に協力する等、必要な協力を行う。</li> </ul>
測 定 場 所	<p>執務環境測定場所のとおり。</p>
測 定 周 期	<p>測定時期及び実施日については、担当官と事前協議の上で決定するものとする。</p> <p>1 空気環境測定</p> <p>空気環境測定 測定場所及び測定項目のとおり。</p> <p>2 照度測定</p> <p>空気環境測定のとおり。</p>
測 定	<p>1 測定点数等</p> <p>測定点数は以下のとおりとし、具体的な場所については、当本部担当官と事前協議の上で決定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気環境測定 <ul style="list-style-type: none"> <li>空気環境測定 測定場所及び測定項目及び屋外喫煙場所である皇宮警察本部本館本部裏の直近である皇宮警察本部本館内北側通用口及び更衣室(M)内</li> </ul> </li> <li>・ 照度測定 <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設毎に1か所</li> </ul> </li> </ul> <p>2 測定位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気環境測定 <ul style="list-style-type: none"> <li>室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さで測定する。</li> <li>外気については、外気取入口付近及び1階出入口付近で測定する。</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、浮遊粉じん及び気流及びの測定は行わない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外喫煙場所等直近における空気環境測定 皇宮警察本部本館内北側通用口及び更衣室(M)窓から屋内側に1m入った地点(床上約1.2mから約1.5mまでの高さ)で測定する。</li> <li>・ 照度測定 一般事務室は床上85cm、廊下、屋外は床面又は地面にて測定する。</li> </ul> <p>3 測定時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気環境測定 1日2回(始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な二時点)測定するものとする。</li> <li>・ 屋外喫煙場所の直近の庁舎の出入口及び窓における空気環境測定 屋外喫煙場所に喫煙者がいない状態にした上で、屋外喫煙場所を使用する条件で各装置稼働させ、測定地点に扉や窓がある場合は、その扉や窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で行う。 その後、喫煙者が最も多いと思われる条件で本測定を行うこと。 本測定は、喫煙を開始した時点を始点とし、測定時間は、喫煙を開始してから5分後までを目安とし、測定間隔は1分を目安とすること。</li> <li>・ 照度測定 施設管理担当官との事前協議により決定する。</li> </ul>
そ の 他	<p>1 再点検、再修理 受注者の点検、修理に起因する不具合が生じた場合、受注者は発注者に対して無償で当該機器の再点検又は再修理を行うものとする。</p> <p>2 契約の適用外事項 次の事項については、本契約の適用外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注者の点検の結果、修理が必要と認められた場合の修理費用及び部品代金</li> <li>・ 発注者の不注意及び不適当な使用、管理及び天災地変に起因する故障、損害</li> <li>・ 受注者の指定によらず第三者の取扱不良、修理、改修等に起因して生じた故障、損害</li> </ul> <p>3 機器の停止契約の適用外事項 点検時において、短時間でも機器の運転を停止する必要がある場合は事前に施設管理者に対して相談を行う。</p>

## 執務環境測定場所

所在地	建物名称	構造	延面積	空気環境	照度測定	ホルムアルデヒド	備考
I 東京都千代田区千代田 1							
1	千代田区千代田 1 ①	RC-2	1,315.46 m <sup>2</sup>	○	○	—	
2	〃 ②	RC-3	3,554.52 m <sup>2</sup>	○	○	—	
3	〃 ③	S-2	961.22 m <sup>2</sup>	—	○	—	
4	〃 ④	S-2	240.00 m <sup>2</sup>	—	○	—	
5	〃 ⑤	S-1	153.23 m <sup>2</sup>	—	○	—	
6	〃 ⑥	RC-3	1,213.40 m <sup>2</sup>	○	○	—	
7	〃 ⑦	S-2	671.35 m <sup>2</sup>	—	○	—	
8	〃 ⑧	RC-3	2,751.68 m <sup>2</sup>	—	○	—	
9	〃 ⑨	S-2	1,235.75 m <sup>2</sup>	—	○	—	
10	〃 ⑩	RC-2	961.13 m <sup>2</sup>	○	○	○	R8.5改修工事終了予定
11	〃 ⑪	RC-2	329.28 m <sup>2</sup>	—	○	—	
12	〃 ⑫	RC-1	112.00 m <sup>2</sup>	—	○	—	
13	〃 ⑬	RC-2	245.33 m <sup>2</sup>	—	○	—	
14	〃 ⑭	RC-1	111.50 m <sup>2</sup>	—	○	—	
15	〃 ⑮	RC-2	1,198.70 m <sup>2</sup>	○	○	—	
16	〃 ⑯	S-2	420.92 m <sup>2</sup>	—	○	—	
17	〃 ⑰	RC-1	220.50 m <sup>2</sup>	—	○	—	
18	〃 ⑱	RC-1	100.00 m <sup>2</sup>	—	○	—	
19	〃 ⑲	RC-1	145.75 m <sup>2</sup>	—	○	—	
20	〃 ⑳	RC-1	105.50 m <sup>2</sup>	—	○	—	
II 東京都港区元赤坂 2							
1	港区元赤坂 2 ①	RC-2	2,015.48 m <sup>2</sup>	○	○	—	
2	〃 ②	RC-2	812.40 m <sup>2</sup>	—	○	—	
3	〃 ③	RC-1	144.64 m <sup>2</sup>	—	○	—	
4	〃 ④	RC-1	165.60 m <sup>2</sup>	—	○	○	R8.1 改修工事終了
5	〃 ⑤	CB-1	51.15 m <sup>2</sup>	—	○	—	
6	〃 ⑥	RC-2	61.25 m <sup>2</sup>	—	○	—	
7	〃 ⑦	RC-2	293.00 m <sup>2</sup>	—	○	—	
8	〃 ⑧	RC-1	388.84 m <sup>2</sup>	—	○	—	
III 東京都港区高輪 1							
1	港区高輪 1	B-1	62.91 m <sup>2</sup>	—	○	—	
IV 東京都渋谷区東 4							
1	渋谷区東 4	RC-1	72.18 m <sup>2</sup>	—	○	—	

※ 建物名称詳細は契約相手先に連絡する。

## 空気環境測定 測定場所及び測定項目

場 所	千代田区千代田①	千代田区千代田②	千代田区千代田⑥	千代田区千代田⑩	千代田区千代田⑮	港区元赤坂①	港区元赤坂④
延床面積 (㎡)	1,315.46	3,554.52	1,213.40	961.13	1,198.70	2,015.48	165.60
階 数 (階)	RC-2	RC-3	RC-3	RC-2	RC-2	RC-2	RC-1
中央管理方式空調							
室 外 機	—	1	1	—	1	1	—
室 内 機	—	52	24	—	23	31	—
空気環境測定点数 (点)							
室 内	2	6	6	4	4	2	1
外 気	0	2	2	2	2	2	0
測定項目							
浮遊粉じんの量	○	○	○	○	○	○	—
一酸化炭素の含有量	—	○	○	○	○	○	—
二酸化炭素の含有量	—	○	○	○	○	○	—
温 度	—	○	○	○	○	○	—
相対湿度	—	○	○	○	○	○	—
気 流	—	○	—	—	—	—	—
ホルムアルデヒドの量	—	—	—	○	—	—	○
測 定 周 期	2月以内ごとに1回 (年6回)	2月以内ごとに1回 (年6回)	2月以内ごとに1回 (年6回)	2月以内ごとに1回 (年6回) 6~9月に実施 (ホルムアルデヒド)	2月以内ごとに1回 (年6回)	2月以内ごとに1回 (年6回)	6~9月に実施

## 空気環境測定

測定項目	測定器等	管理基準値
1. 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3μmのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る）を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1立方メートルにつき0.15mg以下
2. 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の6以下
3. 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
4. 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	①18度以上28度以下 ②居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないこと
5. 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6. 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s以下
7. ホルムアルデヒドの量（注）	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-拘束液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器	空気1立方メートルにつき0.1mg以下

（注）測定は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行い、建築物の使用を開始した時点から直近の測定期間（6月1日～9月30日までの間）中に1回行うものとする。測定箇所は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行った各階ごとの一箇所とする。

※ 表中1、2、3に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前の2時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※ 表中4、5、6に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1日の使用時間中における2回の測定値とする。

## 照度測定

- ・ 測定方法は、JIS C 7612（照度測定方法）によるものとし、測定機器は JIS C 1609-1（照度計）の規格品とする。
- ・ 測定周期は、6月以内ごとに1回とする。

### 所要照度

室名・区分	照度範囲（ルクス）
○設計室、○製図室、○事務室、役員室	1,000～500
電子計算機室、集中監視室、会議室、応接室	750～300

○印の作業の場所は局部照明によってこの照度を得ても良い。

## 契 約 書 (案)

皇宮警察本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり役務契約を締結する（以下「本契約」という。）。

- 1 件 名 皇宮警察本部庁舎外執務環境測定
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 ￥ , . -  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ , . -  
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 履 行 期 間 契約締結日 から 令和9年3月31日まで
- 5 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 6 契 約 保 証 金 徴収免除

### （目的）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき本業務を履行し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

### （契約保証金）

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記6に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際に、甲に納めなければならない。

### （検査）

第3条 乙は、業務の終了後、その旨を速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

- 2 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

### （料金の支払い）

第4条 乙は、本業務を終了し、前条の規定による検査を受け、本業務に係る費用が確定した後、その内容を書面にて甲に通知するものとする。

- 2 甲は、乙から提出された内容について精査し、適正と判断した場合に、支払請求書を受理するものとする。
- 3 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において支払い条件を別に定めた場合は、この限りでない。

(契約金額の改定)

第5条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第7条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質

権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙に以下の事由が生じた場合
    - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
    - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
    - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
  - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
  - (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
  - (4) 乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
  - (5) 乙が第18条に規定する個人情報取扱特記事項第17条に該当する場合
  - (6) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として本件業務を行わなかった期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第6号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約

締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

第13条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

第14条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（秘密の保持）

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第13条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

（紛争又は疑義の解決方法）

第16条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第17条 暴力団排除に関する条項については、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第18条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 東京都千代田区千代田1番3号  
支出負担行為担当官  
皇宮警察本部会計課長

乙

## 別紙 1

### 暴力団排除条項

皇宮警察本部を「甲」、受託者を「乙」とし、暴力団の排除に関して次の条項を定める。

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当し

ないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
皇宮警察本部会計課長 ○○ ○○殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他皇宮警察本部が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
皇宮警察本部会計課長 ○○ ○○

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

## 別紙 2

### 特記事項

皇宮警察本部を「甲」、受託者を「乙」とし、一般契約条項第 4 条に基づき、次の特約を定める。

#### （支払い料金）

第 1 条 支払い料金は、別表支払内訳表（以下、「別表」とする。）のとおりとする。

#### （契約金額の支払い）

第 2 条 乙は、別表に定める期間の終了ごとに甲の係官による履行完了の確認を受けた後、同表に定める料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、この特約事項の定めるところに従い、別表に基づいて算出した、既済部分に相当する代金を乙に支払うものとする。

別表

支払内訳表

支払回数 実施時期 測定種類	1		2		3	4		5	6
	令和8年5月		令和8年7月		令和8年9月	令和8年11月		令和9年1月	令和9年3月
	空気環境測定①	照度測定①	空気環境測定②	ホルムアルデヒド測定	空気環境測定③	空気環境測定④	照度測定②	空気環境測定⑤	空気環境測定⑥
千代田区千代田 1 ①				/					
〃 ②									
〃 ③									
〃 ④									
〃 ⑤									
〃 ⑥									
〃 ⑦									
〃 ⑧									
〃 ⑨									
〃 ⑩									
〃 ⑪									
〃 ⑫									
〃 ⑬									
〃 ⑭									
〃 ⑮									
〃 ⑯									
〃 ⑰									
〃 ⑱									
〃 ⑳									
港区元赤坂 ①									
〃 ②									
〃 ③									
〃 ④									
〃 ⑤									
〃 ⑥									
〃 ⑦									
〃 ⑧									
港区高輪 1									
渋谷区東 4									
諸経費等									
小計	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
消費税額	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
総計	¥0		¥0		¥0	¥0		¥0	¥0



<内訳例>

品名	単位	数量	単価	金額
皇宮警察本部庁舎外執務環境測定	式	1		
(内訳)				
空気環境測定・ホルムアルデヒド測定				
千代田区千代田 1 ①	回	6		
千代田区千代田 1 ②	回	6		
千代田区千代田 1 ⑥	回	6		
千代田区千代田 1 ⑩	回	6		
千代田区千代田 1 ⑩ (ホルムアルデヒド測定)	回	1		
千代田区千代田 1 ⑮	回	6		
港区元赤坂 2 ①	回	6		
港区元赤坂 2 ④ (ホルムアルデヒド測定)	回	1		
照度測定				
千代田区千代田 1 ①	回	2		
千代田区千代田 1 ②	回	2		
千代田区千代田 1 ③	回	2		
千代田区千代田 1 ④	回	2		
千代田区千代田 1 ⑤	回	2		
千代田区千代田 1 ⑥	回	2		
千代田区千代田 1 ⑦	回	2		
千代田区千代田 1 ⑧	回	2		
千代田区千代田 1 ⑨	回	2		
千代田区千代田 1 ⑩	回	2		
千代田区千代田 1 ⑪	回	2		
千代田区千代田 1 ⑫	回	2		
千代田区千代田 1 ⑬	回	2		
千代田区千代田 1 ⑭	回	2		
千代田区千代田 1 ⑮	回	2		
千代田区千代田 1 ⑯	回	2		
千代田区千代田 1 ⑰	回	2		
千代田区千代田 1 ⑱	回	2		
千代田区千代田 1 ⑳	回	2		
港区元赤坂 2 ①	回	2		
港区元赤坂 2 ②	回	2		
港区元赤坂 2 ③	回	2		
港区元赤坂 2 ④	回	2		
港区元赤坂 2 ⑤	回	2		
港区元赤坂 2 ⑥	回	2		
港区元赤坂 2 ⑦	回	2		
港区高輪 1	回	2		
渋谷区東 4	回	2		
諸経費等				
小計				〇〇,〇〇〇
消費税				〇〇,〇〇〇
合計				〇〇,〇〇〇